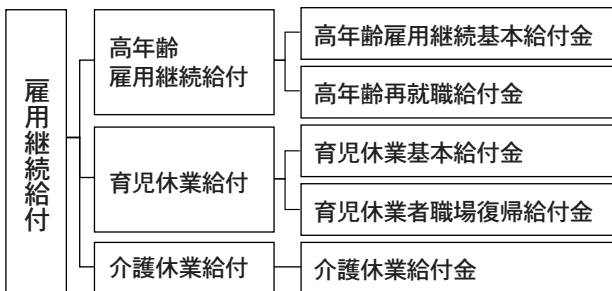


## 労務管理講座 ③

### 雇用保険法について (6)

今回は、雇用保険の給付のうち、なじみのある方も多い雇用継続給付についてご紹介しましょう。雇用継続給付の給付金には、次のものがあります。

#### 《雇用継続給付の体系》



### 高年齢雇用継続給付

多くの企業で、60歳で定年退職された方を引き続き継続して雇用した場合や60歳を超えた方を新たに雇用した場合には、従来と比較して低い賃金で働いていただくケースが多いようです。高年齢雇用継続給付は、60歳に達した後、60歳時点と比べて賃金が75%未満に低下した状態で働いている方を対象とした給付金です。

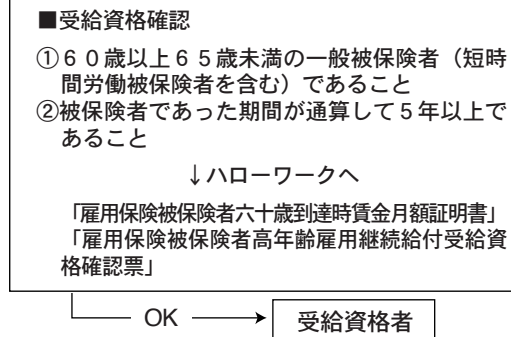
高年齢雇用継続給付には、雇用保険の失業給付を受給しないで60歳に達した後、働いている方に支給される高年齢雇用継続基本給付金と雇用保険の基本手当を受給していた60歳以上65歳未満の方が、支給日数を100日以上残して再就職した場合に支給される高年齢再就職給付金の2種類があります。

メンターネットワーク 社会保険労務士  
小森谷 一恵

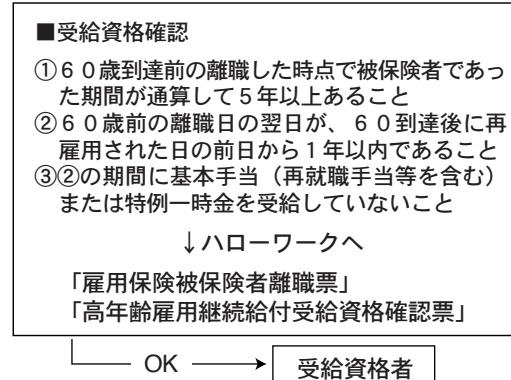
### 高年齢雇用継続給付受給のための手続き

#### ① 受給資格の確認

(1) 60歳到達日(60歳の誕生日の前日)に雇用保険の被保険者である人口  
⇒高年齢雇用継続基本給付金



(2) 60歳到達日(60歳の誕生日の前日)に雇用保険の被保険者ではなく、雇用保険の失業給付を受給しないで60歳到達日後に再就職により被保険者となった人口  
⇒高年齢雇用継続基本給付金



(3) 60歳以上65歳未満で雇用保険の基本手当の支給日数を100日以上残して再就職した方

⇒高年齢再就職給付金

#### ■受給資格確認

- ① 60歳以上65歳未満で再就職した一般被保険者(短時間労働被保険者を含む)であること
- ② 1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる安定した職業に就いたこと
- ③ 再就職する前に基本手当の支給を受け、その受給期間内に再就職し、かつ支給残日数が100日以上あること
- ④ 直前の離職時に被保険者であった期間が通算して5年以上であること
- ⑤ その再就職について再就職手当を受給していないこと

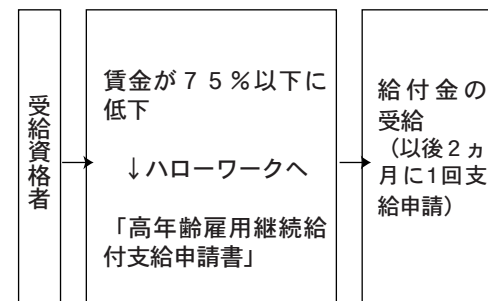
↓ハローワークへ

「雇用保険被保険者高年齢雇用継続給付受給資格者確認票」

OK

受給資格者

#### ② 給付金の支給申請



### 高年齢雇用継続給付の支給額

高年齢雇用継続給付の給付金の支給額は、支給対象月に支払われた賃金額を60歳到達時等の賃金月額と比較してその低下率に応じた支給率を、支給対象月に実際に支払われた賃金額に乗ずることにより求められます。

#### 《例》

60歳到達時等の賃金月額 300,000円  
支給対象月の賃金月額 180,000円  
→61%に低下  
61%に低下したときの支給率 15.00%  
給付金の額=180,000円×15.00%=27,000円

### 新潟県中越地震災害救援募金活動について

先般、中越地震による会員の被害状況につきお知らせしましたが、このたび当協会として会員の経営再建や地域の復興支援にむけて募金活動を行うこととなりました。詳細は別途ご連絡しますが、会員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

### ネットワークの年度内発足に向け女性経営者が意見交換

さる10月20日、女性経営者等のネットワークづくりに向けた意見交換会が開催され、来年3月をメドに組織化を図ることが確認されました。

今後、組織化に向けた取組みを紹介した上で、参加・登録の呼びかけと組織名の募集を行うこととしています。詳細は改めてご連絡します。

### 第2回お米マイスター全国ネットワーク会議開催

第2回お米マイスター全国ネットワーク会議が11月14日(日)10:30より東京・両国第一ホテルで開催されます。

お米マイスター300名が出席予定となっております。パネルディスカッション・交流会等開催されます。

また、生産者のみなさんとの交流の場も設営されており、出展希望者の受付中です。

詳細のお問い合わせ先は(株)アグリプラン TEL03-3815-2924です。

各都道府県農業会議にご案内パンフを送付していますのでご確認をお願いします。

「アグリビジネス経営塾」222号  
2004年11月4日発行

発行：  
社団法人 日本農業法人協会  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
〒105-0001



Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366

E-mail : hojin@nca.or.jp

HP : http://www.hojin.or.jp/